



発行所
三池炭鉱労働組合
大牟田市不知火町2
電話 ③3033番
③3034番
編集兼人 益田 紀生
発行 年額600円 送料共

労金、年末預
金運動へ
いま福岡県労働福祉協会は、全国的運動に即応して年末預金運動に乗りだしている。この運動のうたえ(福祉だより)の要旨を

紹介しよう。
もともと労働金の貸出制度は、労働者が働く人びとの権利を守り向上させる機能をもっているように、働く人びとの生活を守り向上させる機能をもっています。
しかも貸出制度も便利で、五

万円の前金をもっているだけで一般生活費なら二十四万円まで住宅資金なら三百万円まで借入できれば素晴らしいことです。
長い人生です。何に金が要るかわかりません。預金が伸びれば貸出利率が引き上げられ、貸出制限も緩やかになります。そのた

めにも積み立ててください。
とくに社会保障の不完全なわが国では、働く人びとが自分の生活を守るためにも、平常時にこそ非常時に備えて、預金などを積み立ててください。
なほ詳しくは、組合の財務の窓口で問い合わせること。

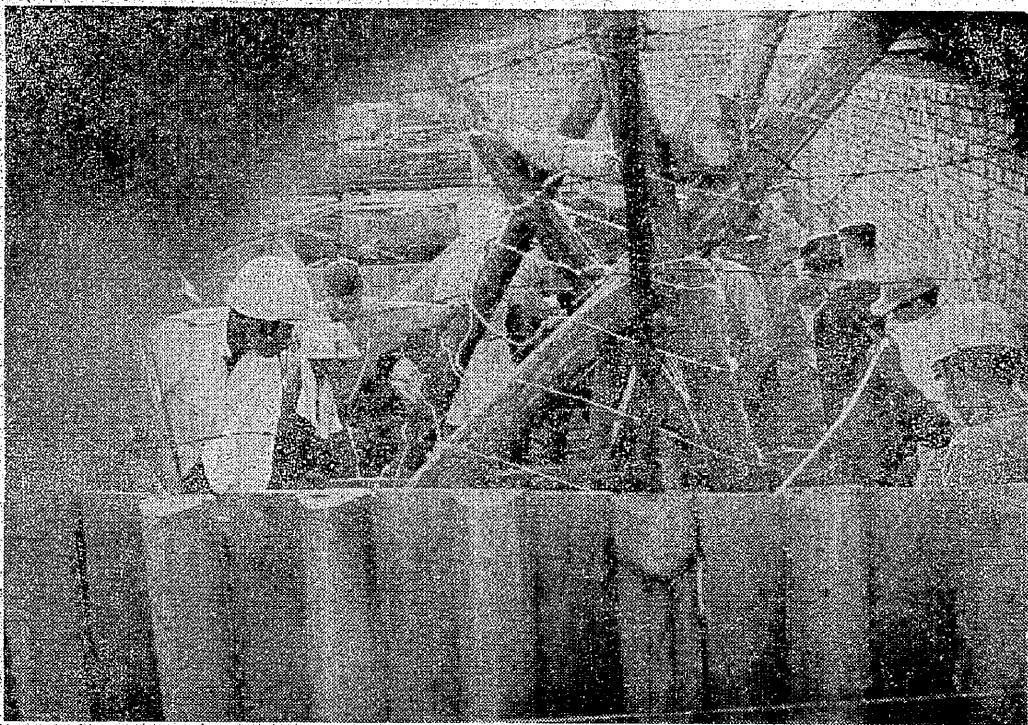
つては、これまた夫や息子たちを雇人にされたらうらみの目である。ところがその日の会社の仕打ちはどうだったか。その門だけは開けてあったのに、記念館のなか、犠牲者たちの遺影を安置してある祭壇には、香の煙どころかローソクの火さえなかった。まさか「おがみだいなら勝手におがめ」というようなもので、これが許される道理がない。「養生」よ、会社幹部を呼べ」となるのも、当然だったろうではないか。

責任を労働者に転嫁
三河島事故
作業実態追及せぬ判決
【KNA】東京高裁は十月三十一日、七年前、国鉄常磐線(東京一千葉)間で貨物列車と電車が衝突した「三河島事故」で、業務上過失未遂妨害罪、同致死罪に問われていた水上憲文機関士ら七人に対して、「信号確認を怠ったことが事故の原因であり、実刑は相当」と、ほぼ一審判決通り全員の有罪判決を言い渡した。
国鉄、動力車両用組は判決について「すべての責任を現場労働者に押しつけたものだ」と声明、上告する方針である。

冷い仕打へ怒りの抗議

遺族・CO家
族の座りこみ
あくまで要求つらぬく

写真上は、三川鉱の柵内で会社側はさかんなバリケードづくり。
左は「会社が誠意を示すまでは…」と記念館座りこみの遺族・CO家族



一一・九三池大震災五周年九州拠点大会を機に、CO家族・遺族会が、三井鉱山のあまりにも冷酷非道な仕打ちに対する怒りをおさげられず、三川鉱炭じん大爆発記念館内に座りこみで抗議の声をあげ、三池労組の強硬な反対にも耳を傾けず、あくまで官浦鉱を三川鉱に統合するため、会社がすすめる建設作業を目前にしては怒りはさらさらたが、CO患者や遺族に対する理不尽な仕打ちも、続発する災害も、第四次合理化の中から押しだされてきているものだ。だから自分たちは、会社が第四次合理化計画を断念し、CO家族や遺族にならざるを得ない態度を示さなければならぬ、たとえどんなに苦しくても、権をなめてでもがんばる」と決意を固く。

爆発記念館に座りこみだCO家族・遺族の要求は、直接的なものとしては「生活補助をつづけよ」「待機手当をつづけよ」「以上遺族要求」(一期末手当は回答額の均等額を支給せよ)「CO患者のための職場造成」(以上CO家族要求)などがある。
だがより基本的には、昭和三十八年の大犠牲の事実を、まるで口足たみにするやうな恐ろしい第四次合理化反対、「クビを切るな」「前収を補償せよ」(少くとも

町ぐるみ「の闘いへ

労働省座りこみ
みつづくなか
炭鉱国有化闘争発展

第四次石炭政策を粉砕し、産炭地を守る国有化を要求、十一月八日から産産省でつづけている炭労の座りこみは、いまでは産炭地の自治労・全日自治労・教組・議会代表なども加わり、問題の重大性を示してきた。

座りこみには三池労組からも組合・主婦会・政治局の代表各一人が参加し、全国の仲間と共にがんばっている。
答申は十一月末にはなるだろうとのほじめの予想からかなりおくれ、この十日頃から石炭産業審

議会の小委員会開催、その結果をうけて、中旬頃からいよいよ石炭総合部会が開催されて、問題の答申が固められてゆく情勢とい、予想される新しい政策も、基本的には従前通りの私企業の存続と大幅な撤退方針に変わりはなく、す

に国民的な要求にまで発展した石炭国有化要求に対し、ドロをぶっかける形である。
自民党政府や独占資本などが国支配層の、切実な要求にまったく耳をかきこまない態度に對して、とくに産炭地のうごきは目こぼしを加えている。

北海道では答申がでる段階で、国鉄労組が石炭積みこみに対する違法闘争を、私鉄がストライキを準備している。
長崎はすでに真議会の決定にも突入する決意。

期限ストで抗議

宮浦会社の不当処分に
期限ストで抗議



宮浦会社は、門をとざしておそれか、岩下係員宅、

すに本紙号外で伝えたように、会社側はこのほ、宮浦の伊部園彦さん(採炭工・中央委員)に不当処分(出勤停止六日間)を加えてきた。
この処分の不当については号外で明らかにした通りであるが、この処置に対して組合は、宮浦の全組合員の期限ストライキをもって

不満残して「妥結」

期末手当、配分交渉へ

十一月二十九日、炭労は資本側から六万二千二百円の回答をひき出して、予定していた無期限ストにならないうところから現場に残る不満は大きく、「これでは話にならない」と話している。たとえ全炭鉱に

聞う気がなくても、炭労独自にストライキでもうって、もっと回答をせよとすべきだった」と、批判の声が高まっている。
三池労組はほかに三池製作所の会社側にも期末手当を要求していたが、この方では七万二千円の回答を取った。なお以上の炭労と三池の期末手当の配分交渉は、いよいよこれから始める。

聞けば、岩下係員にその傾向はとくに強いといことだったが、このころすべての職制・係員の態度が横着さを加えてきている。新労組員もいまでは、職制の横着さに対するむきだしは憎まんを、ときには自分たちで集団的抗議をえ行なうという。

「こんどの処分は、何より第四次合理化攻撃の本質の具体的なあらわれで、新労組員も絶対に許してはならない証拠が、現在広がりつつある。抗議の日聞かれた声である。